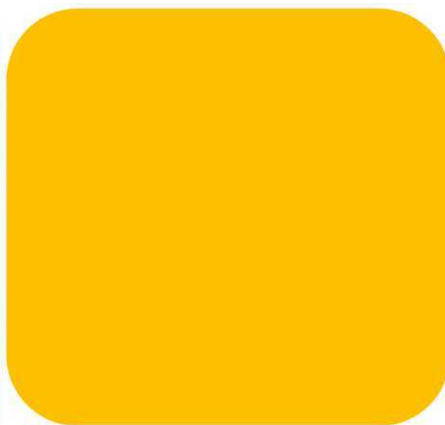


未来につなぐ

エンディング

わたしの相続

ノート



徳島地方法務局

はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、結果、所有者不明の空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの社会問題につながります。

そこで、全国の法務局では、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する様々な取組を行っています。

この「未来につなぐ わたしの相続（エンディング）ノート」は、相続登記を促進する取組の一つとして、法務局が取り扱う相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるよう、作成しました。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和3年10月

徳島地方法務局

～ あなたと家族をつなぐ相続登記 ～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のままです。相続登記をしないまま、時間が経つと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。

何らかの事情で相続登記が未了の場合には、ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、未来につながる相続登記をしましょう！

これからの人生をより明るく前向きに過ごすために

目次

第1部 未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

第1	わたし自身のこと	1
第2	もしもの時の連絡先	2
第3	あなたの財産について	4

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1	相続～相続登記はしないといけないの？～	10
第2	法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～	13
第3	遺言～相続？争続？トラブル防止のために～	15
	法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは？	17
第4	知れば安心 成年後見制度！	18
第5	財産を家族や親族に信託するには？	21
第6	世の中、高齢化で何が変わるの？	
	配偶者居住権ってどんな制度？	21
	居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？	22
第7	どこに相談したらいいの？ 相談先一覧	23



エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りにするものです。



第1部 未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

第1 わたし自身のこと

フリガナ

名前： _____ 血液型： _____

生年月日： 明・大・昭・平・西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所： 〒 _____

本籍： _____

電話番号 自宅： _____

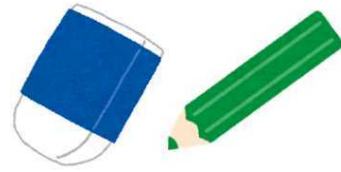
携帯： _____

メールアドレス： パソコン： _____

携帯： _____

その他： _____

第2 もしもの時の連絡先



(1) 名 前： _____ 関 係： _____
〒 _____

連絡先： ☎ _____

(2) 名 前： _____ 関 係： _____
〒 _____

連絡先： ☎ _____

(3) 名 前： _____ 関 係： _____
〒 _____

連絡先： ☎ _____

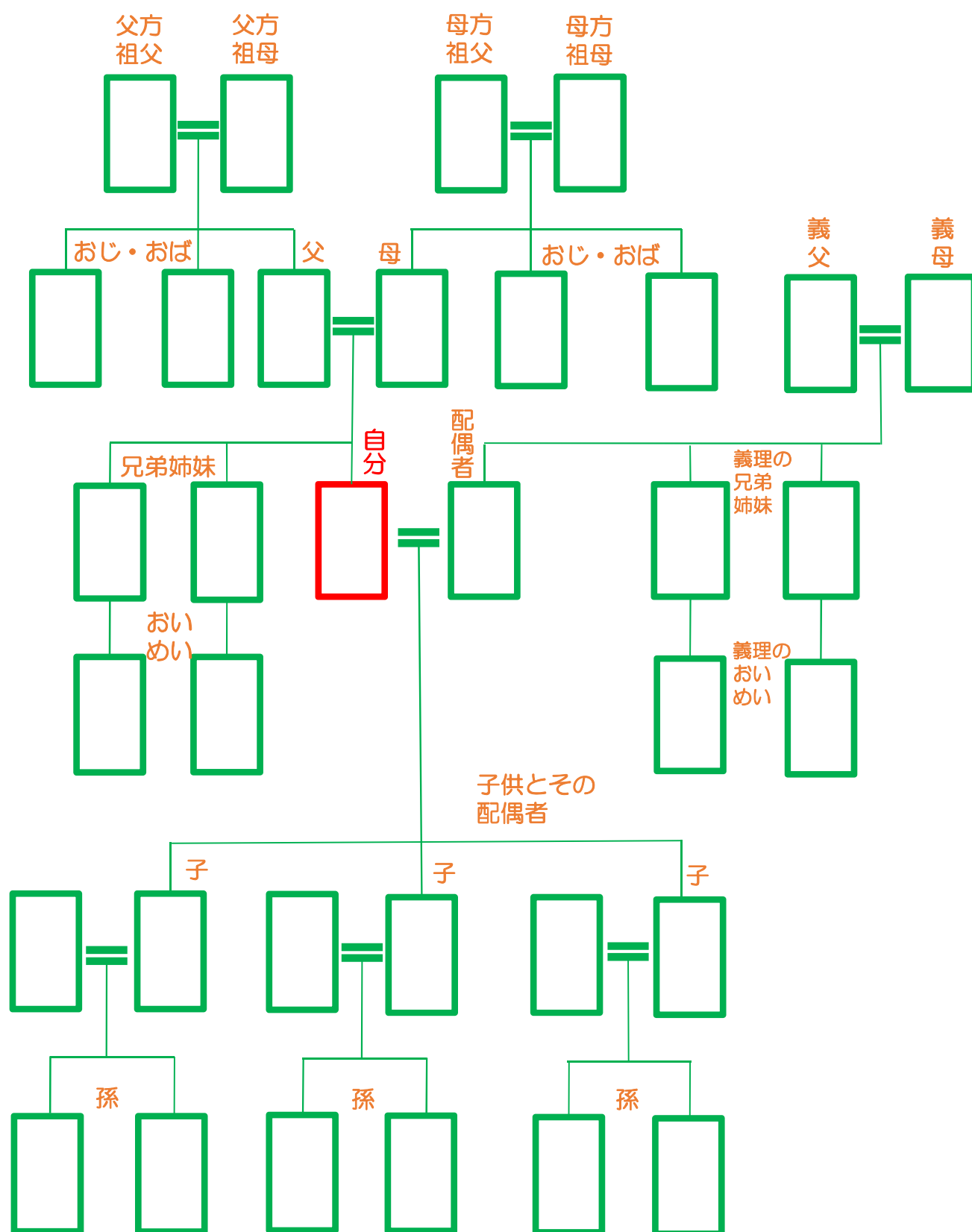
(4) 名 前： _____ 関 係： _____
〒 _____

連絡先： ☎ _____

(5) 名 前： _____ 関 係： _____
〒 _____

連絡先： ☎ _____

家系図



第3 あなたの財産について

どのような財産を所有しているか調べてみましょう

あなたがどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（5ページ）。

不動産（土地・建物）については、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や市区町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無等についても確認しましょう（6ページ）。

不動産以外の財産は、7ページを参考に把握しておきましょう。

資料の確認（一例）

目的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を知りたい。	・登記事項証明書 ・公図、地積測量図 ・登記識別情報通知書（登記済証）	お近くの法務局
地番・家屋番号を知りたい。		
面積を知りたい。		
自分が所有している土地建物を全て知りたい。	固定資産税の納税通知書	市町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	市町村の固定資産税担当課

所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう！

	所在地	地番・ 家屋番号	共有名義人 及び持分	どのよう に管理し ているか	どう処理 したいか
1					
2					
3					
4					
5					
6					

その他（メモ）

貸している不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の 有無
	借主の氏名	借主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

借りている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の 有無
	貸主の氏名	貸主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

他に資産はありますか？

預貯金	金融機関名	支店	口座番号	備考
借入金 ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命 保険等	保険会社	種類・内容	受取人	備考
その他の 資産	名称 (自動車・有価証券・ 株式 等)	内容	保管場所	備考
公的 年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人 年金 ・ 企業 年金	名称	番号・記号など		備考

ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続手続をスムーズに進めるために必要なことをまとめました。

ご不明な点等がありましたら、お近くの法務局までご連絡ください。

現状又は予定	必要なこと
・ 相続登記がされていない。 ・ 建物が登記されていない。 ・ 相続財産が未分割であることが分かった。	相続登記（ 相続登記の詳細 は10ページへ）
・ 家族などに相続させる（贈与する）。	遺言書を作成（ 遺言書の詳細 は15ページへ）
・ 自分の死亡後の住まいのことは遺産分割などにより家族の相談に任せるが、事務手続や当面の管理者を指定しておく。	信託契約や死後事務委任契約の締結
・ 相続させた後、相続人が不動産を売却する予定	登記簿の確認、隣地境界の確認

※相続登記について詳しく知りたい方は10ページへ

遺言書の作成について・・・

遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

①遺言書を作成していますか？

☐作成している。 ☐作成していない。

②作成している場合、どこに保管していますか？

☐自宅 ☐公証役場 ☐法務局 ☐その他（ ）

※遺言書について詳しく知りたい方は15ページへ

その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地・建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載しておきましょう。

☐ 近所の人と申し合わせ事項がある（隣地境界等）。

誰と：

申し合わせの内容：

☐ 建て替えについて制約がある。

制約の内容：

☐ 専用道路の権利関係が複雑

どの道路：

内容：

☐ その他

・

・

その他（メモ）

第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～

相続登記は必要です！！

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

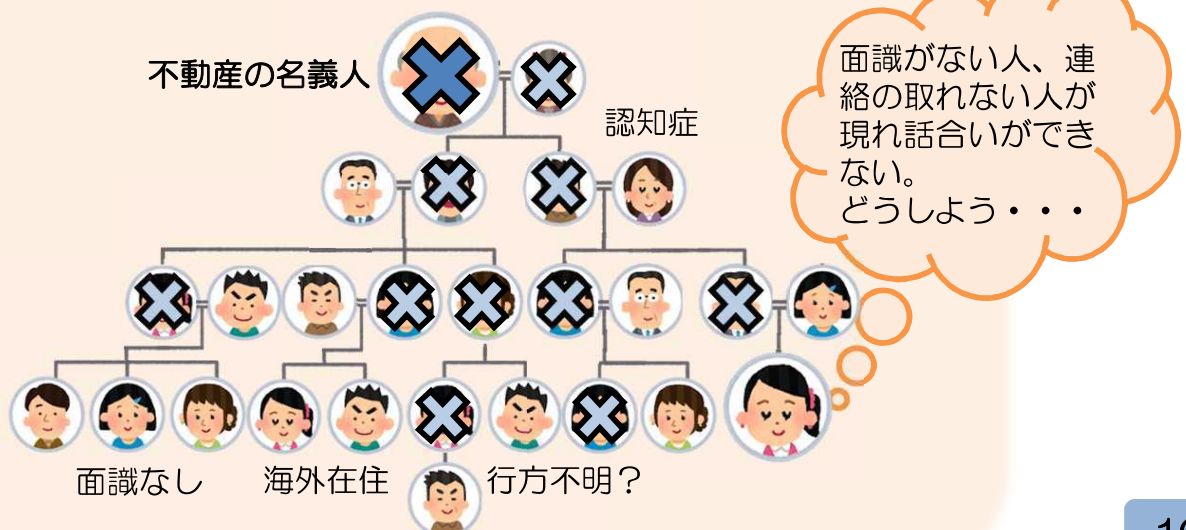
申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

相続登記をしないと・・・

○相続登記の手続が困難になります。

- ・相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ・書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ・相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間が掛かる。
- ・相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下してしまう人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、また、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

時間が経つほど、相続人が増えて手続が難しくなってしまいます。



〇くらしやまちづくりに影響があります。

- ・相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- ・適切な管理がされない空き家が増加する。
- ・まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。



相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報一覧図の写し」を提出すれば、 戸除籍謄本は不要 (13~14ページ参照)	被相続人の本籍地の市 区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所 地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市 区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市 区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いを する場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市 区町村役場
		遺産分割協議書	(※相続人間で作成)
遺言書があ る場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証 明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合 (17ページ参照)	法務局

必要書類の詳細は、法務局
ホームページをご覧ください。



相続登記の申請の義務化について

令和6年4月1日スタート

◎相続登記の申請が義務化された背景

相続が発生しても相続登記がされない原因として、①これまで相続登記申請は任意とされ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記申請をする意欲がわきにくいことが指摘されており、そのため、相続登記の申請を義務化することで所有者不明土地の発生を予防するものです。

◎相続登記の申請義務についてのルール

①基本的なルール

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

②遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人申告登記の新設について

令和6年4月1日スタート

◎相続人申告登記の新設について

不動産の所有者が亡くなった際、その相続人の間で遺産分割の話し合いが整った場合には、その結果を踏まえた相続登記をすることとなりますが、話し合いが難しい場合は、ひとまず、今回新設された「相続人申告登記」の手続をとることで、相続登記の申請義務を履行することができます。

◎相続人申告登記の概要

①登記簿上の所有者について相続が開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ること、相続登記の申請義務（上記①）を履行することができ、この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されない（※）、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません（自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK）。

※ 相続によって権利を取得したことまでは公示されないため、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

相続登記のご相談は、お近くの法務局や
登記の専門家である司法書士会にご相談ください。

詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶

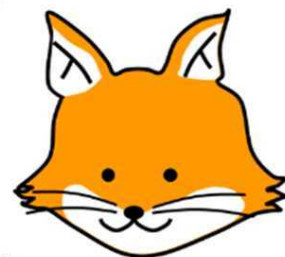


法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

徳島県司法書士会
相続登記相談センター
☎0120-13-7832
10:00~16:00
☎088-657-7191
9:00~17:00

※土日祝日・年末年始・お盆期間を除く。

未来へつなぐ



相続登記

第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続きが簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

制度の利用範囲 について

- ・ 預貯金の払戻し
- ・ 相続税の申告
- ・ 相続登記
- ・ 各種名義変更
- ・ 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求など

何度も提出し直さなくていいから手間がかからない！！

制度を利用しない場合

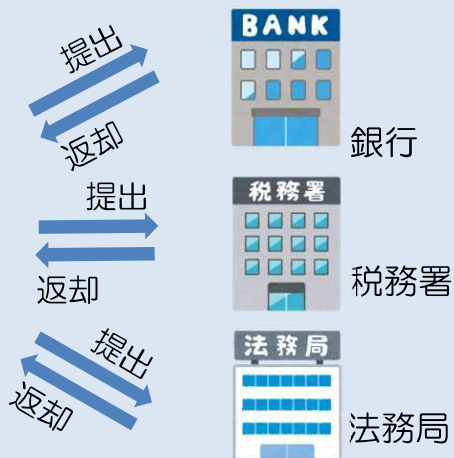


相続人



戸籍書類一式

各種相続手続きのイメージ



制度を利用した場合



相続人



法定相続情報一覧図の写し
（**無料**で必要な通数交付）



無料で利用できます！！

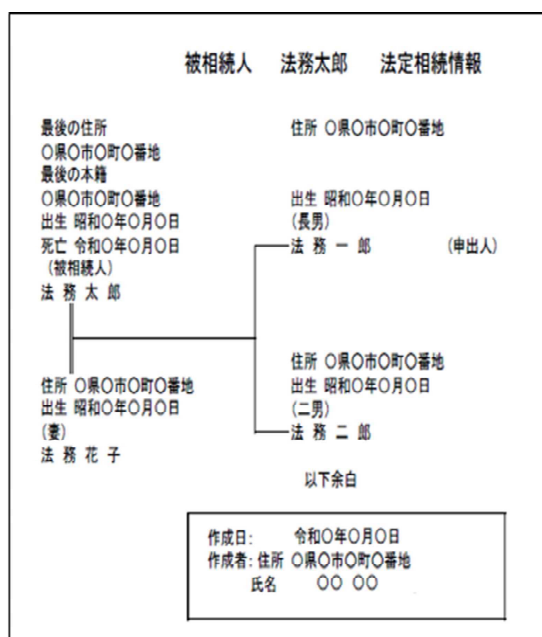


相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（**5年間**）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—



法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

コラム

「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体から要望のあった土地で、所有者が死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の相続人を探索した上で、その法定相続人の方（任意の1名）に長期間相続登記がされていないことをお知らせする取組を行っています。

第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子供がいる場合	配偶者  1 / 2	子供  1 / 2 ※人数で分割
第2順位 子供がいなく、 親がいる場合	配偶者  2 / 3	親  1 / 3 ※人数で分割
第3順位 子供と親が共にい なく、兄弟姉妹が いる場合	配偶者  3 / 4	兄弟姉妹  1 / 4 ※人数で分割



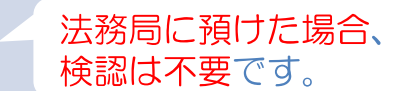
- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。
- 兄弟姉妹が相続人となる場合、被相続人と父母の一方が異なる兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となります。

遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。**法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。**そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

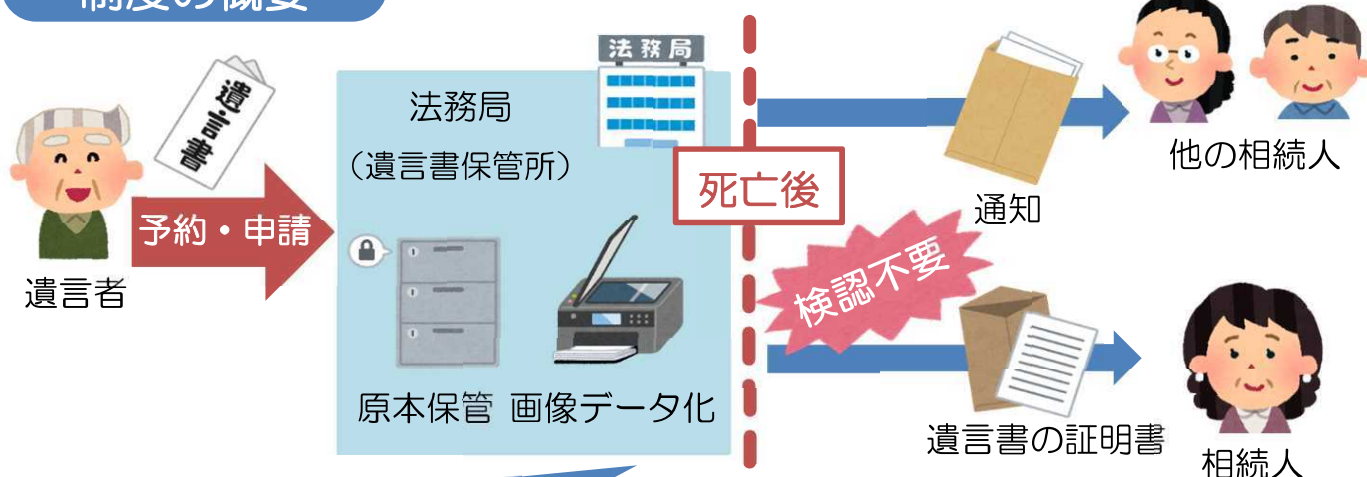
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言の違いは次のとおりです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文（財産目録を除く。）・日付・氏名を自書及び捺印する。	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする。
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅等で保管又は 法務局 に預ける。  法務局に預けた場合、 ・長期間適正に保管します。 ・プライバシーを確保できます。	原本は公証役場において厳重に保管される。
家庭裁判所の検認	必要  法務局に預けた場合、検認は不要です。	不要
メリット	・作成費用があまりかからない。 ・自筆さえできれば遺言者本人のみで作成できる。	・無効な遺言書になりにくい。 ・紛失や改ざんのおそれがない。
その他	・内容に不備があると無効になる可能性がある。 ・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある。 ・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある。  遺言書ほかんガルー	・費用が必要 ・証人二人以上の立会いが必要 法務局に預けた場合、紛失等のおそれなくなります。 法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます。

法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは？

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

制度の概要



メリットは??

- ・家庭裁判所での検認が不要です！
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります！
- ・申請時に希望すれば、遺言者の死後、指定した1名の相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- ・相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！

相続トラブルを防ぎ、相続手続きが円滑に進みます！

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は、法務局ホームページをご覧ください。



※1通あたりにかかる手数料

第4 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定**後見制度と**任意**後見制度の2種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・補佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、**東京法務局で成年後見の登記**（19ページ参照）がされます。

一方、**任意**後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が欠けているのが通常の状態

保佐



判断能力が著しく不十分

補助



判断能力が不十分

家庭裁判所に申立て

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合



判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく。

公正証書で契約

成年後見制度の利用に必要な費用は？

法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用 など

- (注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
- (注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これら入手するための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）。

任意後見制度

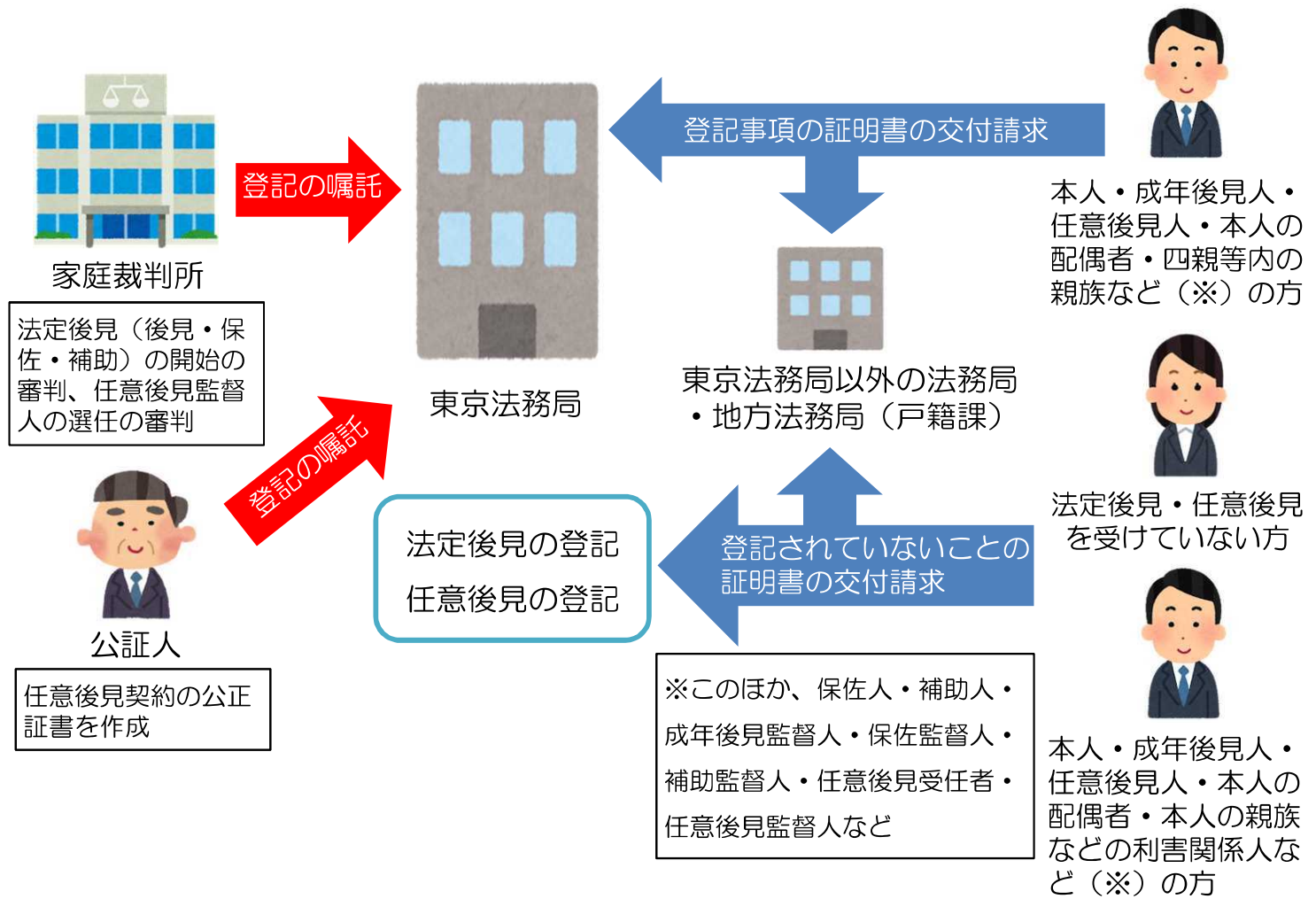
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

- (※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。
- なお、公正証書に関するお問い合わせは、公証役場をお願いします。

成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局後見登録課で登記（登録）するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人にまだ後見人がついていない事実などを証明することができます。



登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

必要書類

- ・申請書（最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。）
- ・本人確認書類（免許証・保険証など）
- ・委任状（委任による代理人からの請求の場合）
- ・戸籍謄抄本・住民票（親族からの請求の場合）

手数料

- ・登記事項の証明書
1通につき550円
- ・登記されていないことの証明書
1通につき300円

成年後見制度の詳細は、
法務局ホームページを
ご覧ください。



請求先

○窓口

- ・東京法務局民事行政部後見登録課
- ・全国の法務局・地方法務局戸籍課

○郵送

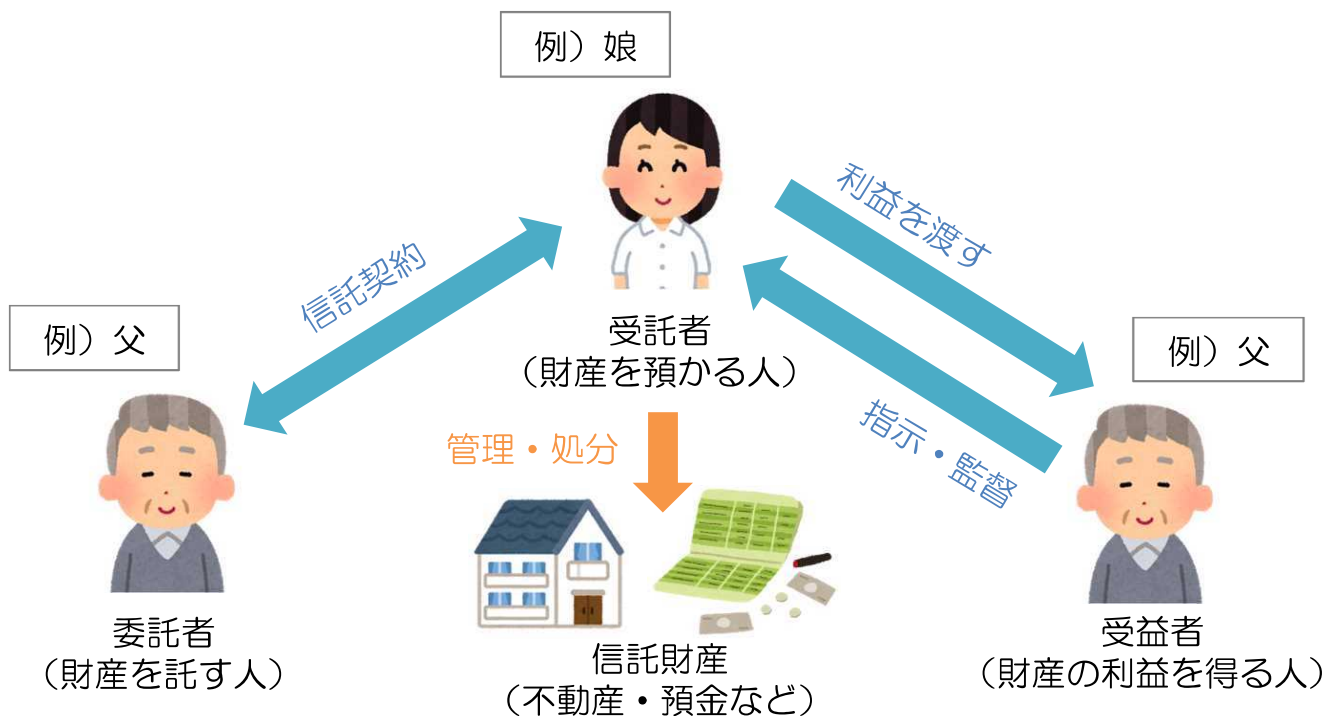
〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局
のみでの取扱いになります。

第5 財産を家族や親族に信託するには？

家族信託とは、自分の財産（不動産・預貯金・有価証券等）を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

本人が、認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。



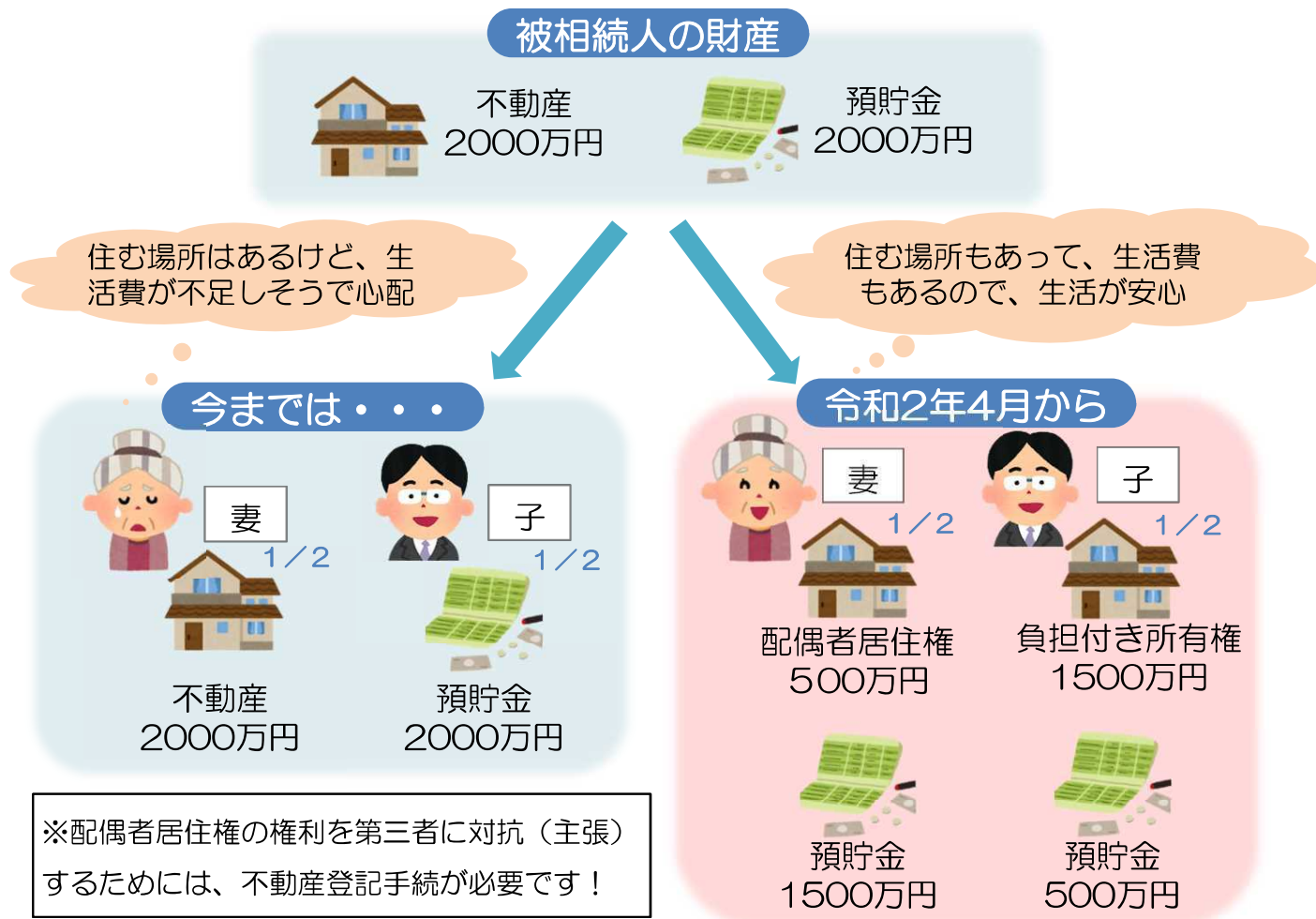
第6 世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日、民法改正（平成30年7月成立）によって創設された「配偶者居住権」が施行されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。

次ページの事例は、夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割する場合の配偶者居住権のイメージです。



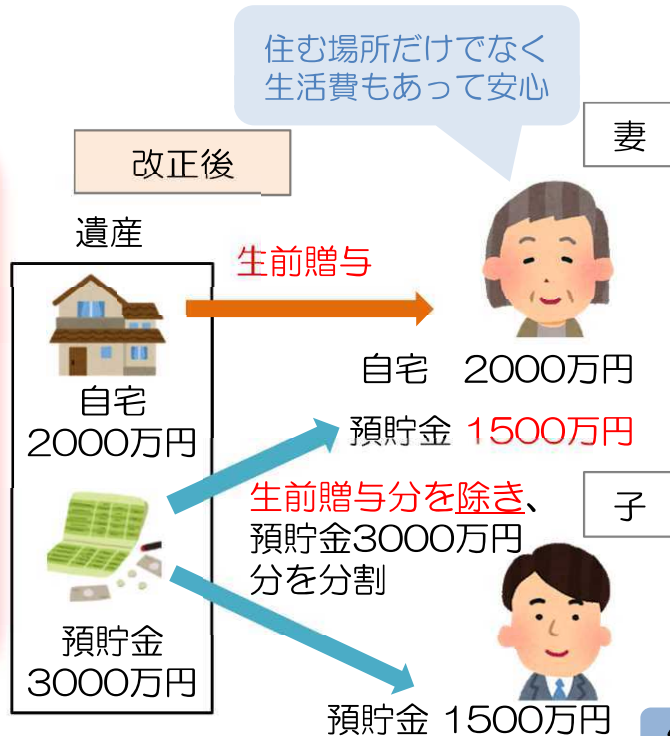
居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和元年7月1日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は**生前贈与分を除いて**遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。



第7 どこに相談したらいいの？

「未来につなぐ わたしの相続ノート」でご紹介した内容について、ご不明な点がありましたら、徳島地方法務局の次の連絡先にお問合せください。

●徳島地方法務局のお問い合わせ先

	相続登記・法定 相続情報証明	自筆証書遺言 書保管制度	成年後見制度	所在
本 局	○ (登記部門)	○ (供託課)	○ (戸籍課)	〒770-8512 徳島市徳島町2丁目17 Tel 088-622-4171 (代表)
阿南支局	○	○	—	〒774-0013 阿南市日開野町谷田 497-2 Tel 0884-22-0410
美馬支局	○	○	—	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字 八幡神社下南125-1 Tel 0883-52-1164

●徳島地方法務局以外のお問い合わせ先

	相談内容	所在
徳島公証人合同役場	公正証書遺言・任意後 見等に関する相談	〒770-0841 徳島市八百屋町3丁目15番地 Tel 088-625-6575

	相談内容	所在
徳島県司法書士会	相続登記・遺言・相続 放棄・成年後見・民事 信託等に関する相談	〒770-0808 徳島市南前川町4丁目41 Tel 088-622-1865
徳島県土地家屋調査士会	相続に際して土地の境 界や建物の変更・滅失 登記等に関する相談	〒770-0823 徳島市出来島本町2丁目42-5 Tel 088-626-3585

memo

memo

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

徳島県司法書士会

徳島地方法務局

徳島県土地家屋調査士会

不動産登記推進イメージキャラクター

「トウキツネ」



徳島地方法務局